

全体財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産・・・・・・・・取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
 - イ 昭和60年度以降に取得したもの
取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価
取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価
ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
- ② 無形固定資産・・・・・・・・取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - 取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価
 - 取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券・・・・・・・・償却原価法（定額法）
- ② 満期保有目的以外の有価証券
 - ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)
 - イ 市場価格のないもの・・・・・・・・取得原価（または償却原価法（定額法））
- ③ 出資金
 - ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)
 - イ 市場価格のないもの・・・・・・・・出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 貯蔵品・・・・・・・・連結対象会計における評価方法によります。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
 - 建物 3年～50年
 - 工作物 6年～60年
 - 物品 3年～15年
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法

(ソフトウェアについては、当組合における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっ
ています。)

- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース
取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引
を除きます。)

・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不能欠損率により、徴収不能見込額を計上していま
す。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不能欠損率により、徴収不能見込額を計上し
ています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不能欠損率により、徴収不能見込額を計上して
います。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体においては、主として期末における退職給付債務及び年金資
産の見込み額に基づき計上しています。

③ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関
する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込
額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース
契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(容易に換金可能であり、かつ、価値変動
が僅少なもので、流動性の高い投資をいいます。ただし、一般会計等、全体においては、現金
同等物はありません。)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

(9) 連結対象団体（会計）の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

連結対象団体（会計）の決算日に差異はありません。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

会計方針の変更はありません。

(2) 表示方法の変更

表示方法の変更はありません。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

資金収支計算書における資金の範囲の変更はありません。

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

主要な業務の改廃はありません。

(2) 組織・機構の大幅な変更

組織・機構の大幅な変更はありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

保証債務及び損失補償債務負担はありません。

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等はありません。

5 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

| 団体（会計）名 | 区分 | 連結の方法 | 比例連結割合 |
|----------------------|----------|-------|--------|
| 一般会計 | 一般会計 | - | - |
| 北段原土地区画整理事業 特別会計 | 特別会計 | - | - |
| 入学準備祝金給付基金特 別会計 | 特別会計 | - | - |
| 水道事業会計 | 地方公営企業会計 | 全部連結 | - |
| 公共下水道事業会計 | 地方公営企業会計 | 全部連結 | - |
| 漁業集落排水施設整備事 業特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 | - |
| 国民健康保険特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 | - |
| 介護保険特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 | - |
| 後期高齢者医療特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 | - |

連結の方法は次のとおりです。

- ① 地方公営企業会計及び地方公営事業会計は、全て全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 減価償却累計額

| | |
|--------|--------------|
| 事業用資産 | 15,815,371千円 |
| 建物 | 14,063,941千円 |
| 工作物 | 1,751,430千円 |
| インフラ資産 | 28,369,481千円 |
| 建物 | 301,894千円 |
| 工作物 | 28,067,587千円 |
| 物品 | 2,875,583千円 |